

<開催報告>

AIPPI・JAPAN セミナー

「東南アジア諸国（インドネシア、マレーシア、ベトナム）の知的財産出願から権利取得までの
手続、審査の最新情報及び知的財産訴訟の最新情報」

開催日時：平成 25 年 11 月 5 日（火）13：30～17：00

会 場：全日通霞ヶ関ビルディング 8 階 大会議室（東京都千代田区霞ヶ関 3-3-3）

講演者：山本 芳栄 氏（弁理士、ハキンダ・インターナショナル社長）

Damaiyani 氏（パラリーガル、ハキンダ・インターナショナル）

講演内容：

(1) インドネシア、マレーシア、ベトナムの知的財産制度比較

- ・国内特許出願の使用言語は、インドネシア=インドネシア語、マレーシア=英語、ベトナム=ベトナム語。
- ・国内特許出願の使用言語は、インドネシア=インドネシア語、マレーシア=英語、ベトナム=ベトナム語。
- ・インドネシアの場合は当初英語で出願できる（出願後 1 ヶ月以内にインドネシア語明細書を提出する）。なお、インドネシアでは当初日本語でも受領するが、英語訳の提出を要求される場合があり、当初は初めから英語を用いることをお勧めする。
- ・マレーシアの特許審査には、実体審査と修正実体審査とがある。修正実体審査は、審査官が、海外で付与された特許について、引用された先行技術に照らしてのみ、特許審査を行うもので、実体審査に比べて低コストで、審査期間も短縮される。但し、関連外国出願が権利化されている必要がある。審査請求期間の出願日から 18 ヶ月以内に権利化されていない場合には、審査請求猶予の申請（最大出願日から 5 年）をする。この場合、期限管理を厳格に実施する必要がある。
- ・ベトナムにおける審決取消手続きは裁判所もしくは科学技術庁のいずれかに提出する。科学技術庁の手続きが手続簡便、コスト低廉、審理期間の短縮が可能（特許、商標、意匠）。
- ・異議申立制度
 - 【ベトナム】 公開日～権利付与日（特許、意匠、商標）
 - 【インドネシア】 特許=公開日から 6 ヶ月以内、意匠=公開日から 3 ヶ月、商標=公告日から 3 ヶ月
 - 【マレーシア】 特許=制度なし、意匠=制度なし、商標=公告から 2 ヶ月
- ・商標出願の審査は、3 国とも実体審査を実施する。
- ・各特許庁は、オンラインの出願データベースをホームページにて公開している（特許、意匠、商標）。
但し、データベースの収容情報は正確性が不十分で欠落も多く、信頼性に欠ける。

(2) インドネシアの知的財産権利行使（訴訟を含む）の最新情報

- ・日本との特許審査ハイウェイ制度の実施が、本年 6 月 1 日より開始されているが、実施状況、手続方法等の情報の開示が見受けられない。公開後で未審査の出願について利用可能性があるのではないかと、言われている。
- ・知的財産侵害に係る訴えは、裁判所（民事、刑事）又は知的財産総局・調査局（行政手続）、警察（行政手続）に提出する。知的財産総局・調査局の対応は 2011 年から開始されており、これまでは主に商標に関する行政手続である（受理した手続の約 70%）。警察による行政手

続は 2008 年～2012 年で 1,257 件であり，著作権がほぼ 80%を占めている。

- ・ 最高裁が判断した模倣品の差止めや仮処分については 2012 年 6 月 30 日に施行された施行規則により運用されるが，未だ有効に運用されているとは言い難い。
- ・ 知的財産侵害に係る訴えは，権利者の積極的な行動（証拠調査・提示，調査費用の負担等）が必要である。

本セミナーでは、企業が投資先として、近年注目されるインドネシア、マレーシア、ベトナムの知的財産制度の最新状況の要点が分かり易く説明され、企業及び特許事務所の実務者にとって有意義な内容であった。



左：Damaiyani 氏，右：山本 芳栄 氏

以上